令和８年（フ）第１６号
北海道新冠郡新冠町字北星町39番地の４　ゆとりの団地５号棟８号室
債務者　松田誠一郎
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第９１号
北海道苫小牧市栄町２丁目４番４号　栄町ハイム203、前住所北海道苫小牧市宮前町２丁目８番11―303号
債務者　田中　節子
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市新明町４丁目11番６号　ジェーハイツ新明201
債務者　藤井　優行
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市美園町３丁目15番10号　サンエアハウスＢ－１－Ａ
債務者　川村　葉月（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１６号
北海道勇払郡むかわ町花園２丁目45番地　神野借家24号
債務者　堀米　祐亮
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１８号
青森県八戸市城下三丁目３番35－３号　ＥＬｖｉｔａ城下Ⅱ　201
債務者　久保田梨穂（旧姓山田）
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
青森県八戸市小中野四丁目３番49号
債務者　伏場　幾世
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
青森県三戸郡三戸町大字斗内字寺牛99番地１
債務者　外山　琢也
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第４８号
岩手県奥州市水沢大手町四丁目５番地
債務者　石原季里子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８３８号
仙台市宮城野区福室５丁目７番８号　アリス高砂第１Ｂ―207、従前の住所宮城県伊具郡丸森町大張川張字腰当20番地２
債務者　佐藤　　幸
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９２号
仙台市宮城野区原町５丁目10番14号
債務者　千葉　裕子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
秋田県大館市字八幡沢岱10番地１　東北電力八幡沢アパート112、前住所秋田県大仙市協和船岡字西君ケ野265番地２
債務者　石井　美砂
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１５０号
福島市丸子字三條院６番地の67三條院ＮＴマンション102
債務者　岡　　峰夫
１　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１６５号
福島市笹木野字茶呑田２番地の１
債務者　阿部　みゆき
１　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１５７号
福島県いわき市平北白土字ネキ内26番地の２　リバティＢ201
債務者　高橋　祐次
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１５８号
福島県いわき市平北白土字ネキ内26番地の２　リバティＢ201
債務者　高橋のぞみ（旧姓藁谷）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２４３号
茨城県つくば市稲荷前27番地８　Ｋ’ｓハイム201号
債務者　岩井　公一
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係